

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1 この要領は、県土整備部（各総合事務所県土整備局を含む。）が発注する建設工事（建築工事を除く。以下「工事」という。）並びに測量等業務、森林整備事業（植栽、下刈、枝打ち及び間伐等の施業をいう。）、公園事業及び植栽管理業務（以下「業務」という。）の予定価格に係る積算内訳の公表に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>なお、積算内訳とは総括情報表、諸経費計算表、工種明細表、内訳書、施工単価表、入力データ一覧表、施工一覧表、機労材集計表、使用機械一覧表、運搬資材集計表、登録単価一覧表、特殊基礎単価一覧表、グループデータ一覧表及び<u>工事、業務に係る工種別労務費一覧表</u>をいう。</p> <p>第2～第7 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1 この要領は、県土整備部（各総合事務所県土整備局を含む。）が発注する建設工事（建築工事を除く。以下「工事」という。）並びに測量等業務、森林整備事業（植栽、下刈、枝打ち及び間伐等の施業をいう。）、公園事業及び植栽管理業務（以下「業務」という。）の予定価格に係る積算内訳の公表に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>なお、積算内訳とは総括情報表、諸経費計算表、工種明細表、内訳書、施工単価表、入力データ一覧表、施工一覧表、機労材集計表、使用機械一覧表、運搬資材集計表、登録単価一覧表、特殊基礎単価一覧表及び<u>グループデータ一覧表</u>をいう。</p> <p>第2～第7 略</p>

附 則

この要領は、平成27年5月15日から施行し、平成27年6月1日以降契約締結する工事及び業務から適用する。